

自分の畑でも、畑以外の目的に転用する場合 農地法、農振法の許可が必要です。

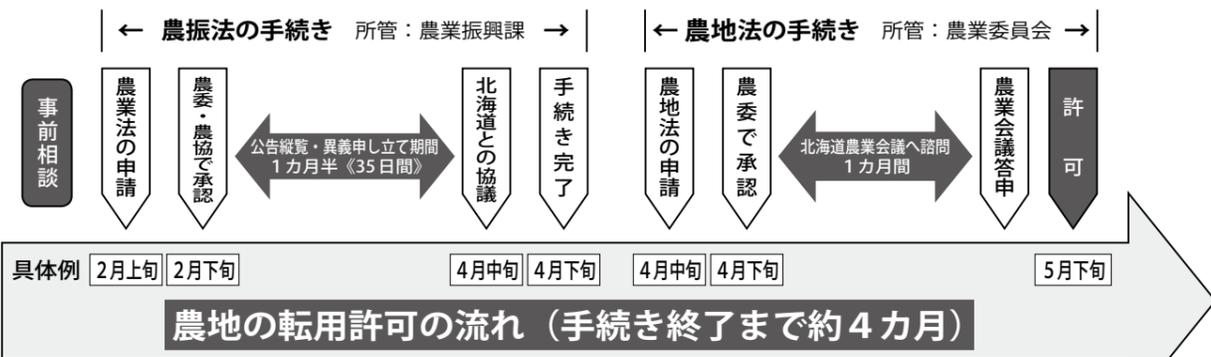
無断転用は、刑罰が課せられます！

農地は食料生産に欠かせないかけがえのない財産です。農地以外に転用されると二度と農地として利用できなくなります。また無計画な転用や、無断転用は地域の農業に大きな迷惑行為となります。

農地法は、農業者が農業をするために、農地を守る法律です。農振法は、農地を暗渠や、除れきなど農業政策上の補助を受けやすくするために農地に規制をかける法律です。

また、農地ではない山林や原野も、農業振興のため必要なところは農業振興地域整備計画により規制されているところもあります。

■ 農地転用の許可までは、法律に基づく手続きのため時間がかかります。また具体的な計画や、作成書類も多くなります。早めにご相談ください。



- 許可基準にあたっては、以下が審査の対象となり、該当する場合許可になりません。
 - ・ 変更後に農用地区域の利用上支障がないか？ ⇒ 周辺の農地に迷惑がかからないか。
 - ・ 農用地区域の集団性が保たれるか？ ⇒ 集団農地の真中ではないか。
 - ・ 土地利用の混在が生じないか？ ⇒ 農作業効率は悪くならないか。
 - ・ 土地基盤整備事業を実施していないか？ ⇒ 除れき、明暗渠を実施して8年以上経っているか。

こんな場合 ご注意ください

- どちらの法律も、農地を農業者のために守る法律です。
たとえば、
- ① 農地に、勝手に植林する、倉庫や牛舎を建てる
 - ② 農業者以外の方が農地を購入、または借りて住宅を建てるなどは違法行為です。

一般の人は農地を購入、借受することはできません。

また、現在の状況が山林・原野などの「農地」ではない場合でも、農振法により規制区域になっていることがあり、住宅にするなどの農業用以外の目的に転用が認められないこともありますのでご注意ください。



ご相談は
地区の農業委員、
農業委員会 ☎ (66) 4036
農業振興課 ☎ (66) 4035
へお気軽にお問合わせください。

吉田町長が各地区を訪問します

平成25年 主要懸案事項地区説明会を開催します

■ 期間 2月1日(金)～2月28日(木)
■ 内容 鹿追町のまちづくりや懸案事項について町民の皆さまへ説明と意見交換を行います。

町民の皆さまと『夢あるまちづくり』を

吉田町長が地域に訪問し、まちづくりの状況や懸案事項について説明いたします。また、地域の課題や要望について意見交換をさせていただきます。
「平成25年主要懸案事項地区説明会」を下記の日程で開催しますので、世帯主の方に限らず、青年・女性・高齢者の方など、幅広い皆さまのご参加をお待ちしています。



まちの財政状況、農業情勢、環境保全など
鹿追町の将来へ向けた取り組みについて
資料をもとに分かりやすく説明します。

問合せ先… 企画財政課 広報広聴係 ☎ (66) 4032

開催日	時間	対象地区	開催場所
2月1日(金)	13:30～	中鹿追行政区	公民館中鹿追分館
2日(土)	13:30～	美蔓行政区	公民館鹿美分館
4日(月)	13:30～	鹿追行政区	メープルホール
	18:30～	中市街・新市街連合行政区	町民ホール
8日(金)	13:30～	北瓜幕・南瓜幕行政区	瓜幕地域集会所
	18:30～	瓜幕市街連合行政区	ウリマックホール
18日(月)	13:30～	笹川行政区	公民館笹川分館
20日(水)	13:30～	北鹿追行政区	公民館北鹿追分館
21日(木)	13:30～	下鹿追行政区	クテクウシ会館
22日(金)	13:30～	上然別行政区	公民館新然別分館
23日(土)	13:30～	中瓜幕・東瓜幕行政区	公民館通明分館
27日(水)	13:30～	上幌内行政区	公民館上幌内分館
28日(木)	13:30～	幌内行政区	公民館幌内分館